

(1) 下水道総合浸水対策緊急事業の創設

1. 背景・目的

下水道の浸水対策として、効率的なハード対策の着実な整備に加え、効果的な浸水被害軽減を誘導する自助の取り組みを推進し、そのためのソフト施策の充実を図ることにより緊急かつ重点的に再度災害防止及び浸水被害の最小化を目指す。

2. 概要

地下街や一定規模の浸水実績があるなど、浸水防止に取り組む必要性が高い地区において、ハード対策に加え、ソフト対策の強化や自助による取組も盛り込んだ計画期間5年間以内の「下水道総合浸水対策緊急計画」を地域住民等とともに策定（計画策定期間は平成18年度より3年間以内とする。）し、下水道の浸水対策を緊急かつ重点的に推進する。

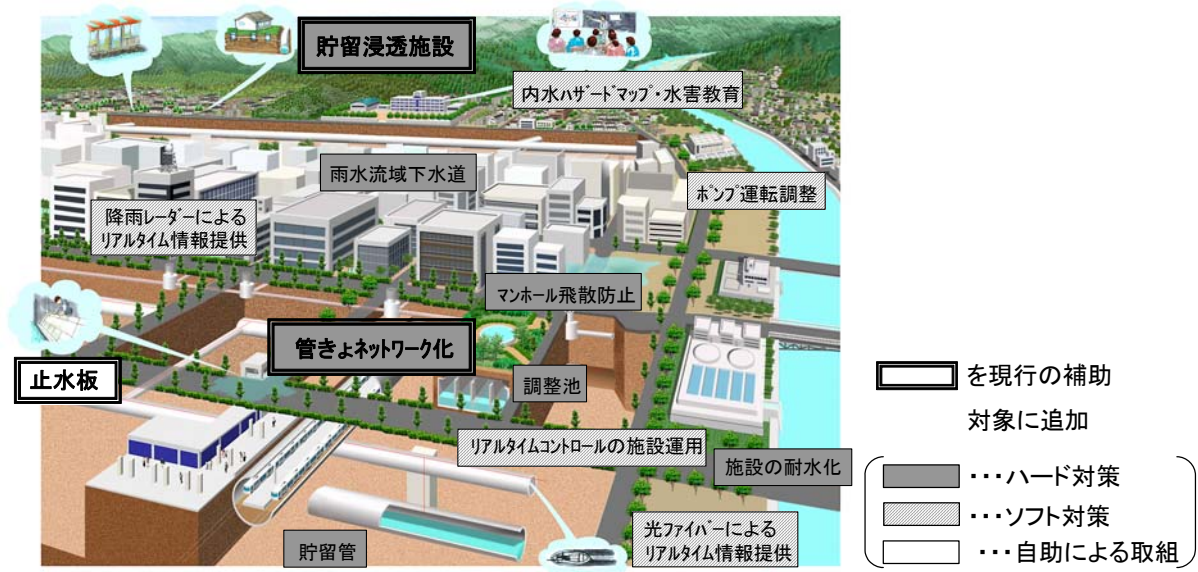
<補助対象>

以下の項目を現行の補助対象に加える。

- ① 政令市にあっては、下水排除面積 1ha 以上、一般市にあっては 0.5ha 以上、町村にあっては 0.25ha 以上、過疎にあっては 0.1ha 以上の貯留・排水施設
- ② ①と同様の機能を有しかつ経済的な雨水浸透施設
- ③ 経済的な既設管きよのネットワーク化施設
- ④ 防水ゲート（又は止水板）の整備（不特定多数の者が利用する地下空間に係るものに限る。）[間接補助]

3. 事業効果

近年、下水道の整備水準や計画を超える集中豪雨によって人命や都市機能に関わる大きな被害が発生しているが、本制度の創設により緊急かつ効率的に再度災害防止及び浸水被害の最小化が図られることとなる。



<下水道総合浸水対策緊急事業のイメージ>